

入居者様、ご家族・関係者様

口腔衛生管理体制加算の算定について

令和2年10月1日

特別養護老人ホーム和楽館

施設長 三宅 修司

謹啓

錦秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染対策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、特別養護老人ホーム和楽館におきましては、入居者の健康管理のため歯科医師または歯科衛生士の指導・助言を得ながら、施設で計画的に口腔ケアへの意識を高めつつサービスを提供する体制が整いました。

つきましては、介護報酬上の口腔衛生管理体制加算を算定させて頂きたくお願い申し上げます。加算の算定に伴い皆様には、さらに利用料金のご負担をお掛けすることになりますが、より充実したサービスの提供に努めてまいりますので何卒よろしくようお願い申し上げます。

なお、この加算につきましては入居時にご案内している利用料金には含まれていないものになりますので、大変恐縮ですが別紙「重要事項説明書変更（利用料金）同意書」に、ご署名・ご捺印の上、1部のみ（2部の内、1部はお客様控えとなります）ご返送下さいますようお願い申し上げます。

謹白

算定内容

口腔衛生管理体制加算 30単位／一月につき

算定開始日 令和2年11月1日から

利用者様ご負担の目安（1月あたり）

一月あたり（31日）の単位数に処遇改善加算等が掛かりますので、負担割合に応じて以下の金額が目安となります。

利用者様負担割合 1割…36円、 2割…72円、 3割…108円

なお、算定要件を満たさなくなった場合は速やかに算定を中止させて頂きます。

お問合せ

特別養護老人ホーム和楽館

主任生活相談員 竹田 雄弥

生活相談員 青山 雅

電話044-766-7660